

令和5年第2回玉東町議会定例会会議録

令和5年6月12日玉東町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年6月12日午前10時00分招集
2. 令和5年6月14日午前9時59分開議
3. 令和5年6月14日午前11時31分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1	報告第1号	令和4年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第2	議案第32号	令和5年度玉東町一般会計補正予算(第2号)
日程第3	議案第33号	玉東町教育長の選任同意について
日程第4	議案第34号	人権擁護委員の選任同意について
日程第5		熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について
日程第6	発議第3号	令和5年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について
日程第7		請願・陳情の件

日程第8 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

3 番 大城戸 廣 澄

4 番 狩 野 勝 次

開議 午前9時59分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 令和4年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第1、報告第1号「令和4年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、議案書の方をご覧ください。

報告第1号、令和4年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、別紙のとおり歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2条の規定によりこれを報告する。令和5年6月12日、玉東町長です。

こちらにつきましては、令和4年度玉東町繰越明許費繰越計算書につきましては、先の令和5年3月議会定例会におきまして、令和4年度一般会計補正予算第7号及び令和4年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）の中で、事業名、限度額等を定めた繰越明許費について御承認をいただいております。

本議案につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度へ繰り越して使用しようとする歳出予算の経費が確定しましたので、御報告するものでございます。

それでは、報告書を1枚めくって2枚目をご覧ください。

繰越計算書の左から4列目の金額の欄につきましては、既に御承認をいただいている限度額のコピーでございます。その右は翌年度繰越額の欄でございます。最終的に確定を行い、令和5年度に繰り越す歳出予算の金額でございます。左の財源内訳の欄は事業実施に必要な財源の内訳となります。別添1の方は一般会計分でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、公用車購入事業をはじめとする7事業でございます。合計1億9,967万9,000円を令和5年度に繰り越して使用することとしております。

次の3枚目をご覧ください。

3枚目につきましては、こちらは簡易水道特別会計分でございます。1款、衛生費、1項、簡易水道費、簡易水道単独事業分の合計4,003万円を令和5年度に繰り越して使用することとしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松尾純久君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。

これで令和４年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第２ 議案第32号 令和５年度玉東町一般会計補正予算（第２号）

○議長（松尾純久君） 日程第２、議案第32号「令和５年度玉東町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第32号、令和５年度玉東町一般会計補正予算書（第２号）について御提案いたします。

予算書は１枚おめくりください。

令和５年度玉東町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ746万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,945万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、（地方債の補正）地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。令和５年６月12日提出、玉東町長。

１ ページ目です。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、２ ページ目をご覧ください。

補正を行った款項の区分のみ説明いたします。

14款、国庫支出金、２ 項、国庫補助金、8,690万1,000円の減額。

15款、県支出金、２ 項、県補助金、1,714万9,000円を追加。

17款、寄附金、１ 項、寄附金は１ 億円を追加。

18款、繰入金、２ 項、基金繰入金、4,218万3,000円を追加。

３ ページ目です。

21款、町債、１ 項、町債、7,990万円を減額。

歳入合計、746万9,000円を減額し、54億5,945万7,000円といたします。

続いて、４ ページ目、歳出です。

１ 款、議会費、１ 項、議会費、322万6,000円を追加。

２ 款、総務費、１ 項、総務管理費、１ 億2,453万6,000円を追加、２ 項、町税費、２ 万4,000円を追加、３ 項、戸籍住民基本台帳費、73万4,000円を追加、４ 項、選挙費、55万1,000円を追加。

３ 款、民生費、１ 項、社会福祉費、2,186万6,000円を追加、２ 項、児童福祉費、606万6,000円を

追加。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、246万円を追加。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、30万円を追加。

5 ページ目です。

2 項、道路橋梁費、1 億2,740万円を減額、4 項、都市計画費、4,000万円を減額。

10款、教育費、1 項、教育総務費、16万8,000円を追加。

歳出合計、746万9,000円を減額し、54億5,945万7,000円といたします。

続いて 6 ページ目です。

第 2 表、地方債補正です。今回は変更分となります。起債の目的と補正後の限度額を読み上げます。

まず、道路整備事業につきましては、6,870万円を減額しまして、補正後の限度額を4,290万円と定めます。カントリーパーク整備事業は、2,250万円を減額して、補正後の限度額を2,250万円と定めます。緊急自然災害防止対策事業は、500万円を追加して1,800万円、公共施設等適正管理事業は、630万円を追加しまして3,950万円と定めます。

続いて、予算書の方は 9 ページ目をご覧ください。詳細について御説明していきます。

まず、2、歳入、14款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金は2,434万4,000円を追加します。9 節、個人番号カード交付事業費補助金は11万8,000円、こちらは全額国庫補助となります。25節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2,186万6,000円となります。こちらは物価高騰対策事業に充当することとしております。29節、マイナポイント事業費補助金は、マイナポイント手続き支援事業費に充当します。全額国庫補助です。30節、情報通信技術講習事業費補助金は68万円です。こちらはスマホ教室事業に充当することとしております。こちらも全額国庫補助です。3 目、土木費国庫補助金は、1 億1,578万1,000円を減額します。社会資本整備総合交付金でありまして、活力創出基盤総合交付金、市街地整備総合交付金、いずれも補助額の確定に伴う減額補正となります。5 目、民生費国庫補助金は、453万6,000円を追加します。ひとり親世帯以外の低所得者給付金ということで、こちらも物価高騰対策事業に充当することとしております。

15款、県支出金、2 項、県補助金、1 目、総務費県補助金は、467万5,000円を追加します。物価高騰対応生活者支援交付金ということで、L P ガス使用世帯への支援事業に充当することとしております。2 目、民生費県補助金は、1,001万4,000円を追加します。児童福祉費県補助金でありまして、子育て家庭支援事業補助金として848万4,000円、県独自の低所得子育て世帯支援給付金補助金として153万円となります。それから、5 目、農林水産業県補助金は246万円を追加します。県産麦安定生産体系構築支援事業補助金ということで、2 分の 1 の補助率というふうになります。

続いて、予算書10ページ目をご覧ください。

17款、寄附金、1 項、寄附金、3 目、ふるさと納税寄附金は1 億円を追加します。これまでの寄附状況を勘案し、今回 1 億円を追加するものです。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金は、4,218万3,000円を追加します。本予

算の財源不足を財政調整基金を繰り入れることで調整しております。

21款、町債、1項、町債、4目、教育債は、630万円を追加します。7節、公共施設等適正管理推進事業債ということで、こちらは当初予算に計上しておりました小中学校3校のLED改修に係る設計費に充当することとしています。一般財源から特定財源に振替措置を行うものです。5目、土木債は、8,620万円を減額します。1節、道路整備事業債、6,870万円の減、それから2目、カントリーパーク整備事業債、2,250万円の減、いずれも事業費の確定に伴う減額補正となります。5節、緊急自然災害防止対策事業債500万円は、充当先としまして、吉次西山線排水路整備工事の方に充当することとしております。

続いて11ページ目です。歳出に移っていききたいと思います。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は、322万6,000円を追加しております。1節、報酬、3節、職員手当等、4節、共済費等を補正しておりますけれども、こちらは人事異動に伴う補正であります。説明については省略したいと思います。以降も人件費については、説明については省略させていただきます。

2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費は、1億2,217万4,000円を追加します。説明欄でございます。○の二つ目、木葉駅前活性化推進事業、庁用器具費ということで、こちらはゆめ・ステーション・このはに係る研修室用のテレビの購入代金として、22万円を計上しております。ふるさと納税事業につきましては、1億円を計上しております。内訳は返礼品業務等委託料として7,000万円、それからふるさと納税寄附金基金積立金として3,000万円を計上しております。

それから、次の三つ目が、四つ目ですか、木葉駅構内エレベーター設置事業につきましては、事業費として1,228万円を計上しております。内訳は、近隣家屋調査委託料として460万円、それから仮住居等補償費として768万円です。内容を説明しますと、木葉駅エレベーター工事につきましては、振動と騒音というですね、二つの懸念材料があります。

まず、振動を伴う工事のために、近隣住民の建物とか工作物に影響が勘案されますので、工事箇所を起点に半径40メートル以内にある家屋、4件を対象としまして建物等の事前調査委託料を今回計上しているところです。それから、二つ目の仮住居等補償費につきましては、夜間工事のために騒音による睡眠へのですね、影響の方がちょっと懸念されております。工事箇所に特に近い近接する2軒が対象でありまして、申し出があった場合に仮住居費と、それからそれにかかる交通費の方をですね、一応計上しているところでございます。

それから、最後の○がLPガス使用世帯支援事業でありまして、こちらは物価高騰対策事業となります。こちらの概要としましては、LPガス使用世帯に対しまして、最大1世帯当たり6,000円をですね、支給する事業となります。一応予算見積りとしてしましては、1,300世帯掛けるの6,000円プラス事務費相当分を予算見積りをしているところです。財源につきましては、県の補助金が2分の1、それから町の一般財源が2分の1ということで、財源の手当てをしようというふうに考えているところです。

続いて、7目、電算管理費は236万2,000円を追加します。いずれも委託料でありまして、マイナポイント申請支援の業務の委託料です。168万1,000円。それから12ページをご覧ください。12

ページ目がですね、こちらでも委託料でありまして、高齢者向けのスマホ教室の事業費分として68万1,000円を追加しております。こちらについては、いずれも全額国庫補助を財源として事業を実施したいと考えております。

2款、総務費、2項、町税費、1目、税務総務費は2万4,000円です。省略します。同じく、3項の戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は73万4,000円を追加します。説明欄です。戸籍住民基本台帳費、いずれも委託料でありまして、住基ネット附票アプリ適用作業が39万6,000円、住基ネットセキュリティ情報収集機能適用作業が22万円です。それから、時間外手当につきましては、マイナンバーカード申請手続きに伴う休日対応分として、職員の時間外手当を11万8,000円計上しております。

続いて、2款、総務費、4項、選挙費、9目、町議会選挙費です。55万1,000円です。こちらは時間外勤務手当としまして、当初予算に積算誤りがあったために今回55万1,000円補正をしているところです。

続いて、13ページ目をご覧ください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は2,186万6,000円を追加します。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業ということで、こちらでも物価高騰対策事業となります。住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する事業となります。計上内容は、事務費等の経常経費と、それからシステム改修委託料が52万8,000円、そして臨時特別給付金として3万円の700世帯の2,100万円を見積もっているところです。

同じく3款で、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は606万6,000円を追加します。こちらでも物価高騰対策事業となります。まず1点目が、ひとり親世帯等応援給付金としまして、153万円を計上しております。こちらは対象が低所得世帯の2人親世帯が対象となりまして、給付額は1世帯当たり2万円を基本とします。第2子以降の子どもがいる場合には、1人当たり5,000円が上乗せされるというような制度設計となっております。

二つ目が、ひとり親世帯以外の低所得者給付金事業ということで、453万6,000円を計上しております。こちらの事業は、対象は、こちらでも同じく低所得の2人親世帯が対象でありまして、給付額は児童1人当たり5万円を給付する事業となります。いずれも物価高騰対策事業でありまして、実施主体としましては、県の方がひとり親世帯を対象に県が実施主体です。町の方は低所得者の2人親世帯の方が対象というような制度設計となっております。

続いて、6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、農業振興費は、246万円を追加します。県産麦安定生産体系構築支援補助金ということで、麦の安定生産に必要な機械導入の補助となります。補助率は県が2分の1となっております。

14ページ目をご覧ください。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は30万円を追加します。修繕料でありまして、当初予算に計上漏れのため、今回追加で補正させていただいております。

同じく8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路新設改良費は、1億3,240万円を減額します。説明欄です。まず一つ目は、道路新設改良単独事業ということで、700万円を計上しております。

す。こちらの内容は、仮称木葉田原坂線交通量推計業務調査に係る委託料となります。萱原地区にあります町道卯ノ木崎林線から市道熊本田原坂線を結ぶ計画道路にかかる調査道路というふうになります。700万円を計上しております。それから、道路新設改良補助事業につきましては、工事請負費、土地購入費、補償費、いずれも補助の確定に伴う減額補正となっております。4目、排水路整備費は500万円を追加します。工事請負費でありまして、吉次西山線排水路整備工事分となります。4項、都市計画費、1目、公園費は4,000万円の減額です。カントリーパーク整備事業でありまして、こちらも補助の確定に伴う減額補正となります。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費の16万8,000円は人件費のため説明は省略いたします。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、11ページをお願いします。

歳出の2款、総務費、1項、総務管理費の中の6目、企画費で説明がありました。説明欄のLPガス使用世帯支援事業、1軒当たり6,000円ということで、これは6,000円はもう1回限りの補助金6,000円になるのか、その他説明をよろしくお願いします。

それとですね、12ページの2款、総務費、4項、選挙費、9目の町議会議員選挙費の中の説明欄で、55万1,000円と説明がありましたけど、これがなんか電算システムの計算間違いとか、どういう説明でしたか、補正予算で55万1,000円組まれていますけど、この内容をちょっともう少し詳しく教えてもらえないでしょうか。

以上、2点です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の1点目の質問にお答えします。

今回のこのLPガスの支援事業ですけれども、原則6,000円の1回限りの補助というふうなところで認識しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

12ページの町議会選挙費の時間外勤務手当の増額でございますが、これにつきましては、積算誤りということでございます。というのは、町議会議員につきましては、投票率が上がるということを見込みまして、中堅クラスの職員を多く対応したために、単価が上がり、その分ちょっとオーバーしたという計算になっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。今後はこういった計算ミスがないよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、最初の質問のところで、L Pガス使用世帯の補助金ということで、これは町内のL Pガス使用者に全世帯に配付される補助金というふうに受け取っていいわけですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

狩野議員がおっしゃるとおりですね、一応対象としましては、町内のL Pガスを使用している全世帯が対象となります。ただし、申請手続きが必要なので、そういった制度内容となっています。対象は全世帯が対象です。ただし申請が必要ということです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、もし町外からですね、プロパンガスを入れてもらって使用している世帯とかがもしあった場合ですね、そういったところにも申請を出せばこの補助金はもらえるわけですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の質問にお答えします。

町外ですね、L Pガスの販売店を利用されている方もですね、対象となります。今回ですね、熊本県のL Pガス協会が申請窓口になるんですよ、そこに対して使用者が申請をすることになります。そのL Pガス協会が、町外だったら町外の販売店と確認作業をすると、過程を経て補助金が交付されますので、町外のそういった小売店の業者をしている世帯でも対象となって、同じように交付を受けられるような内容となっております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは質問を変えまして、そのL Pガスもですね、家庭用のL Pガスと、いうなら機械用のL Pガス、そういったのにも補助金は出ますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

実はですね、こちらのですね、このL Pガスの支援事業にかかるですね、情報がですね、これ県と町の共同事業なんですけれども、県の方も実は今、行われている6月ですね、県議会の方に提案されていてですね、まだ詳しい詳細な制度設計の情報が、県の方から町の方に下りてきていないんですよ。したがって、ちょっと今、狩野議員の質問された部分については、ちょっと回答することができないというような状況です。内容が分かったらですね、また改めてお伝えしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあまだ県の方でガイドラインができていないということですね。私のところもフォークリフト3台にプロパンガスを使用していまして、そちらの方も補助金対象になるのか、そういった面でお尋ねをですね、回答をお待ちしていますのでお願いしておきます。

続きまして、次の質問ですけど、総務課長が説明ありましたが、この町議会議員選挙の時間

外勤務手当が積算誤りだったということで、その職員になる対象の方々が、いうなら上層部の方々が余計に出勤されたために、積算誤りになったということですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

今回、前回の県議会議員とは違いまして、投票率を勘案しましたところ、多分多くなるだろうと予測しまして、経験の多い中堅クラスを多く投与いたしました。その分単価が上がりまして、こういった差がでてきたためでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。以上です。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、じゃあ1点だけ、まず、9ページ、9ページの歳入の総務費国庫補助金の中で、マイナポイント事業費補助金168万ですかね、それから支出のほうで11ページ、これ関連しとつですよね、総務費の1項、総務管理費の電算管理費、マイナポイント申請支援と、ポイントの申請は付くのはいつまで、9月までだったというふうに伺っておりますが、年内まで伸びたわけですかね、なんかちょっとそういう情報も入りましたので、その点と交付率、ナンバーカードの交付率はうちのどのくらいいっていますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

まず1点目のポイント付与の期限ですけれども、また付与期限が延長されまして、今年の9月まで、9月の末までというふうになっております。どうでしょうか、交付率は。

（分かっとなら。）

分かりました。じゃあ続いてですね、マイナンバーカードの現在の交付率ですけれども、約75%の交付率となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 間違いないですね、9月というのは、なんかちょっと見ていたら年内まで伸びたみたいな感じもちょっと受けたんですけれども、間違いないですね9月、私も9月で思っていたんですよ、ちょっと確認の意味で今ちょっと質問しました。分かりました。

それでは交付率は75%、マイナンバーカードというのが最近いろいろ問題もできております、非常に、吉住議員の質問の中に、一般質問の中に、岡山県の奈義町だったですかね、説明、マイナンバーカードの運用でものすごく進んでいるというようなことで、岸田総理大臣もこれからデジタル社会のパスポートというふうな表現をされて、これからの運用を大きく広げていくというようなことで取り組んでおられる中で、数多くの問題が最近出てきました。でもその中で、来年

の秋、24年の秋に健康保険を廃止して一本化すると、まず、取りあえず、それをはっきり言われましたが、なかなか問題がいっぱい出てくることだろうというふうに思います。まだ先のことで分かりませんが、なかなかお年寄り、介護、重介護の人たちのマイナカードの取得、あるいは0歳児の方の、乳幼児の方の取得とか、いろんな問題があると思います。

今、健康保険税もなかなか徴収率が昨年の決算を見てみましたら87%ぐらいで、なかなか全部の方が納めているんじゃないくて、滞納されている方がずいぶんおられます。そういった方たちの健康保険税が一本化されていくことによって、どういう形に進んでいくのかなあっていうことは、今の段階で教えていただけたらというふうに思いますが、そういう点、分かりますかね。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

まずマイナポイントの期限が9月から12月になるかなあというところを、報道等で御承知したところですけど、正直言ってずっと伸びて、3月いっぱいだった今年の、で、9月までというところで、現時点で私たちが把握しているのは9月いっぱいまでです。情勢によって変わるかもしれないので、今後年内に伸びる可能性もあるかなというところは、私たちは9月いっぱいまでというところでは事務処理をしておるところです。

ただ、今年の2月までの申請者に対してがポイントの対象者というのは、まだ揺るがない事実というところで、今から申請してもポイントはつかないというところがあります。

（2月までですね。）

はい、2月いっぱいまでに申請した住民の方が対象というところですよ。

それと来年の24年に健康保険証との一体化というところで、国が進めております。正直なところ一本化に進んでおりますが、救済策として資格者証というところをそのマイナポイントを取得していない方でも、健康保険証を持っていますよという資格者証を配付するていうところでの事務処理を、今その救済策で考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 資格者証ていうのはずっといいわけですかね。それも期限があるということになりますかね、そこはどうですか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 今の保険証は1年に1回更新というところが、紙の保険証を配布しておりますが、多分その内容等まではまだ詳しい制度設計はできていないんですけど、1年間分の資格者証か3か月なのか、ちょっとそこらあたりはまだはっきりしていません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） うちは、全国的には50%ぐらいという報道をちょっと伺ったことですが、うちは75%までいっているということですので、かなり進んでいるところではないだろうかなというふうに思いますが、あと残りの25%ていうとは、なかなか厳しい部分が出てくっ

じゃなかろうかなというふうに思います。2月いっぱいポイントの付与というのがもうだめという形になっているということは、もうこれから25%の方については、ポイントは付かないということでもんね、9月まで伸びても、そういうことでしょう。

(はい。)

やっぱり、なかなかこれから問題になってくるのが、そういった方たちの、方たち、なかなか高齢者の方たちがこういったマイナカードをですね、取得するということが、非常に厳しくなってくる、私はそういうふうに思います。やはり高齢者の方たちが介護施設に行っておられなくてもですよ、なかなか申請まで行くというのは非常に厳しいと思いますが、健康保険と一体化されたということになってくるとですね、なかなかそのところが難しいことが問題が出てくつとやなかろうかなあというふうに思います。これからのことでしょうが、そういったところもずっと配慮していただきながらですね、交付率をあげていただく必要が出てくつとやなかろうかというふうに思いますので、そういった形で今日はちょっと質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

14ページをお開きください。中ほどの土木費ですね、12節、委託料、道路新設改良単独事業設計・監理委託料、もう少し中身をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 6番、坂本議員の質問にお答えいたします。

今回補正をいたしました委託料700万円につきましては、先ほど説明もありましたが、萱原地区から通称鈴麦線といいますけれども、熊本方面につながる鈴麦線に道路の新設の計画を持っております。これについては、国道208号線の渋滞解消に向けて計画、検討をしている新設の道路です。昨年は玉名市側に道路が新設されて、田崎の方までオレンジタウンを抜けて道路が開通しました。それを受けて道路計画路線の道路区域、今回の鈴麦線に向けての道路計画については、熊本市も含む道路となりますので、今後熊本市と協議を進めていく中で、必要な資料作成が必須となります。そこで、交通量の調査とか渋滞長の調査、そういった資料の作成のために委託料の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 萱原の今のコノカフェ、あっちに抜けるじゃなくて、もう線路の方をずっと真っ直ぐ植木のほうに行く感じですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） お答えします。

現在の計画としては、オレンジタウンからきている道路を真っ直ぐ行ますと線路を越えなけれ

ばいけませんので、現在の計画としては、今の現道、踏切を渡りまして、コノカフェに向かう途中から鈴麦線に向かって進む道路の計画としております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今の話を聞いてですね、植木の方もですね、非常に交通渋滞のときにですね、今の萱原の用水の横あたりに1本道があればですね、非常にいいなというようなことを前から言われました。地権者の方もですね、あそこにできたら本当に良くなるて、もう木葉で事故があったときには、迂回路としてですね、非常に為になるというふうに言われましたので、是非ですね、熊本市あたりと協力しながらですね、是非早めですね、着工のために頑張ってください。終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 11ページ、確認なんですけど、下の11ページの真ん中の、あ、下のほうの枠の説明欄の中の木葉駅構内のところですね、近隣家屋の調査とか、仮住居とこう、何で構内なのという疑問があったんですけども、先ほど説明がありましたから、もうちょっと詳しくお願いしたいのがですね、まず、どんな調査かもう少し詳しく。それと4軒とかってちょっと聞きましたけど、40メートルとなれば4軒以上あるんじゃないかなあということですね。

それから、仮住宅というのは、結局該当されるところの家庭は、別の所にしばらく住んでもらうということなんでしょうか。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

木葉駅構内エレベーター設置事業に関する質問ですけども、内容についてもう少し詳しく説明したいと思います。一応木葉駅のエレベーター工事の方がですね、今月以降に始まってくるかと思います。先ほども言いましたように、この工事に関しましては、振動を伴う工事であることが1点です。結構掘削としますので振動が伴う。

もう一点が、基本的にはですね、工事の時間帯としましては、昼間よりもですね、むしろ夜間工事の方が主になるというような話を聞いております。それに伴いまして、夜間工事に伴って夜騒音が生じるということで、振動と騒音二つがですね、懸念されているところです。まずそういった懸念材料がある中、家屋調査につきましては、これは地盤変動影響調査算定要領の解説というですね、国の指針があるんですけども、それに伴って今回は工事箇所、掘削する箇所を起点として、エレベーターは結局2基使いますので、それぞれの起点をとって、半径40メートル以内に存する家屋が対象ということで、それが一応4軒あります。その4軒については、事前に建物とか工作物の状況をですね、調査するということです。もしその工事に伴うですね、家屋等に損傷が出ましたよというような申し出があったときにですね、その因果関係を立証するために事前

の家屋調査、4軒を対象にするものが1点です。

それから、二つ目の騒音に関する部分ですけれども、こちらはですね、その工事箇所特に近接する一応2軒を対象としております。工事期間中ですね、その住民の方から、やっぱり夜騒音がうるさくて眠れないというような申し出があったときにですね、仮住まいとしてどこか近くのホテルとかに行行って、夜は行って睡眠とってもらおうということで、そのホテルにかかる宿泊費と、それから実家からそのホテルまでの交通費の交通費分をですね、補償するという内容で、宿泊費用と交通費相当分を今回補償費として計上しているというような内容となります。

(40メートルならばまだ軒数は多いんじゃないかなと。)

いや、もう。

(じゃあそれちょっと答えを、それを聞いているから。)

40メートル以内ですけれども、これもですね、一応仮に業者のほうに見てもらっているんですけれども、具体的に言えばですね、4軒というのはもう本当近接する、名前言っていいですかね、■■■■床屋とその横の■■■■さんですよね、それからそば屋さん、そば屋さんもギリギリかかるんですよ。それからもう1軒がオレンジタウンの一番駅に近い家、■■■■さんだったですかね、その4軒が一応対象となります。だけん前者の方はその4軒、後者については、■■■■さんと■■■■さんの2軒というふうになります。

○議長(松尾純久君) 7番、林和廣君。

○7番(林 和廣君) 40メートルていうとそのくらいしかないのかなあと改めて聞きましたけど、仮住宅ですね、もし別の所に住むと、その家賃と交通費とおっしゃいましたけど、もともと自分の家ですね、維持費というか、例えば電気代とか水道料とか、あるいはガス引っ張ってあればガスの基本料金とかってかかるわけですよね、そっちのほうは面倒みないということですか。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 今おっしゃったようにですね、そういったガスとか電気とかそういう部分の費用についてはですね、みないで、先ほど言ったように交通費と宿泊費のみをですね、みるような補償内容というふうにしております。

○議長(松尾純久君) 7番、林和廣君。

○7番(林 和廣君) 宿泊費ていうと、じゃあその前に期間、大体どのくらいの期間かをまず先に聞きましょうか。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 一応エレベーターの設置工事の期間は、6月から来年3月までの期間というふうに設定されております。

○議長(松尾純久君) 7番、林和廣君。

○7番(林 和廣君) 9か月ぐらいあるわけですね、そうすると宿泊費を出すよりも、アパートかなんか借って貸した方が安いようなもんだけど思うんだけど、そのへんはいかがなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 一応ですね、想定としましては、あくまでもこの補償についてはですね、住まれている方が、もう騒音で夜眠れないというような申し出があったときに対応するような内容となっております。実はもう工事が近々始まるということですので、うちの担当が説明にまいった際にはですね、一応近接する2人の方もですね、事業についてはすごく理解を示されておりますので、仮に本当著しい騒音があってですね、眠れないというような申し出があったときに、対応させていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） その2軒の人のどういう要望があるかは、まだはっきり分からないわけね、分かりました。そうすると結果を待たなきゃ、工事が始まってみないと分からないということですね。取りあえずの予算を組んでいるということですね、分かりました。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前11時03分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第33号 玉東町教育長の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第33号「玉東町教育長の選任同意について」を議題とします。

議場に下地哲雄君がいますので、退席を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第33号、玉東町教育長の選任同意について。

玉東町教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月12日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字■■■■■、氏名、下地哲雄、生年月日、■■■■■

提案理由、玉東町教育長下地哲雄氏の任期が、令和5年7月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるものである。

下地哲雄氏は、今まで教育長として立派にやってこられました。小学校、中学校、中学校においては抜群の成績を残され、そしてまた、学校の雰囲気としても穏やかな中で健やかに成長しておるものと思っております。そういうことですね、この下地哲雄氏に再任をお願いするものがありますので、どうか御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ただ今、町長からの下地教育長の選任の指名がありましたけど、下地教育長も長年教育長を務められて、一時期を健康面で辞められた時期もあったから、新しい教育長あたりは町長は考えておられませんか。私はもう下地教育長の健康面がどうだろうかと心配していまして、その辺のところ町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

現在のところ足がちょっと不自由になられておりますけど、考え方としては立派な考え方を持っておられますので、下地教育長の健康面は自ら判断されるものと思いますから、私としては再任をお願いするところであります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、下地教育長がこれから抱負なり述べると思いますが、健康面、抱負などを私、聞き入れてから承認いたしたいと思います。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください。選任同意ですから、同意するのかもしれないのかは意見を聞いてじゃなくて、ここの現場で、そのために教育長に出てもらっているわけですから、同意ができればそういう質問はありません。あと教育行政であとで聞いてください。

（はい、分かりました。）

よろしいですか。

（はい、大丈夫です。）

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは、令和4年、昨年9月議会で、教育委員に■■■■■さんを選任された、そのとき答弁の中で、女性委員を増やしていきたい、将来的には女性の教育長という

こともあり得るのではないかなと、和水町の女性教育長の例をあげて発言されています。今回、この際女性をとら検討なされませんでしたか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

今回まではそういう人材が見当たらないと判断し、下地教育長の再登板をお願いしたわけであります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） そのときですね、保護者委員の選任が義務づけられているので、女性を過去に■■■さん、■■■さん、■■■さんと女性を選んでこられましたが、必ずしも女性でなくても保護者の男性でいいわけだから、■■■さんや、今後増やそうと思われる女性を、将来の教育長候補に育てられたらどうかなと思います。

今回の選挙で私は女性の地位向上も公約で触れましたが、玉東町は女性議員もゼロ、役場での課長も今はゼロ、過去の町長の発言を踏まえて、女性教育長の実現性はどうか考えられていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

女性登用というのが今、盛んに言われております。女性登用というよりもですね、それなりに実力をつけた女性登用だと私は思っております。今現在課長はいません。今、課長補佐が4名女性がおります。ゆくゆくはですね、今の課長補佐、まだ若いですから課長になってくるものと思っております。実力をつけた中で課長にならなければ、ここで皆さん方の質問に答えていかなければなりません。そういう見識を持っていかなければならないと、そう思います。

教育長も然り、現在女性の教育委員は保護者の中から選んでおりますけど、男性でもいいんです。しかし、女性の教育委員もおった方がいいんじゃないかということで、保護者の中では女性を選んでいきますけど、男性を選ぶとなかなか難しい。これは会社関係行っている保護者ですから、そういう点も踏まえてですね、女性になっておるわけですけど、任期も1期1期で代わっておりますけど、保護者というのはもう卒業したら終わりなんですね。1年生とか2年生、小学校も低学年で教育委員になれば2期ぐらいできるかもしれませんけど、そういう人はまだ学校関係に疎いというところがあります。ある程度保護者として経験を積んだ人が教育委員になってきておられますので、1期で交代という形に今はなっておりますけど、もう教育長もですね、次期教育長はですね、女性になるかもしれません。それはやっぱり実力社会ですから、そのときにそれなりにふさわしい人が出れば、女性でも構わないというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、町長が予想以上に詳しく答弁いただいたんで、もののついでというわけじゃありませんけれども、例えば、■■■さんが非常に能力があられるとします。保護者が、子どもがですね、いなくなったから辞めるんじゃないくて、そのまま延長される、優秀であれば延長される。やっぱり保護者の委員が必要であれば、男性でもいいわけでしょう。女性でなくても

ね、そうするならば、やはり仮に2人の女性を委員にしたならばですね、その委員であるときに能力が若干と思うならば、町長が展望する教育あれがですね、そういう形に指導というか、育成というか、をやっていただければ、今回はうんぬんということではありませんので、ただ去年の9月にですね、女性教育長という言葉具体的に述べられましたので、今回はちょっと念を押した次第です。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ちょっと任期はこれ何年ですかね。教育長の任期ですね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

教育長の任期は3年、教育委員は4年、そういうふうになっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 3年と言われました。私もですね、前回就任されるときもやっぱり健康面を一番に心配したわけです。見てのとおり元気であるのでですね、私は安心しておりますが、やはり年齢もですね、大分高くなっておられますので、もしも健康面で心配があるときはですね、やはり若い人にスムーズに途中からでもですね、代わってもらおうとか、その辺もですね、一応町長には考えてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり同意されました。

下地哲雄君の退席を解きます。

それでは下地哲雄君が入場されました。下地哲雄君がここにおられます。承認のごあいさつをお願いいたします。

教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 同意いただきありがとうございます。引き続き玉東町教育の充実、発展のために努力をまいりますので、これまで同様議員の皆様方の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 引き続きよろしくお願いいたします。

日程第4 議案第34号 人権擁護委員の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第34号「人権擁護委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第34号、人権擁護委員の選任同意について。

人権擁護委員の委員に選任することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月12日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字■■■■■、氏名、緒方マリ子、生年月日、■■■■■。

提案理由、坂本友春委員の任期が令和5年9月30日をもって満了となるため、新任として議会の同意を求めるものである。

緒方マリ子さんについて説明をいたします。経歴について説明いたします。

熊本大学教育学部卒業後、一旦民間の会社に就職されております。昭和55年上益城郡矢部町立御所小学校に教員として赴任され、最後は熊本市立北部中学校で定年退職されております。定年退職後に5年間熊本市立芳野小学校司書補として着任されております。長きにわたり学校教諭として勤務され、人権教育にも携わってこられました。

以上のようなことから、人権擁護委員としては是非御賛同を願うところであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり同意されました。

日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について

○議長（松尾純久君） 日程第5、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出についてを議題とします。

先の全員協議会で、玉名郡4町において、町村会から2名、議会側から2名という選出の方法をお伝えしております。町長の報告によりますと、町村会のほうから2名、長洲、和水の町村長が決定したそうです。よって、議会の議員の中から、ただ今から広域議会議員の選出についてを議題とします。

ただ今の出席議員が10名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に前田大樹君、功刀圭一君、大城戸廣澄君を立会人に指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。ふさわしいと思われる方を1人御記入ください。

（投票用紙配付）

（議長、この私たちの10人の中から選ぶということですか。）

○議長（松尾純久君） そうですそうです。従来は私が出させていただいて、町村会から全員協議会でこの前、町村会から、玉東町長が多分出るんじゃないかなと思ったもので皆さんに提案しておりました。しかし、町村長の話し合いによって、和水と長洲が町長が出るということで、それでは玉東では選んでくださいということになりましたので、こういう結果になりました。

（どなたか立候補する人はおらんとですか。）

○町長（前田移津行君） 大体よその町では、町長と議長の2対2で出よらす。町長は長洲と和水、南関と玉東は議長を大体出してもらったがいいです。

○議長（松尾純久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） それでは記名をお願いします。

（議長じゃなくて、町長か議会からということですか。）

（議会からということばってん大体議長が出る。ほって玉名郡としては町長と議長の2・2にしようという話し合いをやっています。）

（なら議長で決まっとんならもう投票はせんでもいいたい。）

ばってん全員協議会で私が言った以上はしょうがないたい、選ぶのは選ばないかんけん。決まっとんならてこれば何もせんて議決せんなら、県のほうに送らないかんけん。選挙の結果こういうふうになりましたて。皆さんがもう選挙なしで認めてくれるならもう選挙しませんよ。

（俺は自分の名前書く。）

そらそつでよかたい。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。

前田大樹君、功刀圭一君、大城戸廣澄君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

それでは選挙の結果を報告します。

投票総数10票。有効投票のうち、松尾純久 6 票、林和廣君 3 票、坂本和也君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、松尾純久が当選しました。

これで私が当選をしましたので、この席からではありますがごあいさつを申し上げます。

熊本県は後期高齢者が30万人、特別会計が2,800億ほど設けております。ますます年間後期75歳以上が増えております。安全安心で健康である皆さんの健康づくりに努めていくための議会であると自負しておりますので、どうかよろしくお願いしておきます。

日程第 6 発議第 3 号 令和 5 年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について

○議長(松尾純久君) 日程第 6、発議第 3 号「令和 5 年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

9 番、吉住貞夫君。

○9 番(吉住貞夫君) 発議第 3 号、令和 5 年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。

上記の議案を別紙のとおり玉東町議会会議規則第14条の規定により提出します。令和 5 年 6 月 12 日提出。提出者、玉東町議会議員、吉住貞夫。賛成者、玉東町議会議員、坂村勇治。玉東町議会議員長、松尾純久様。

この所管事務調査研修については、先の全員協議会において話し合いが行われまして、その内容については 2 枚目の別紙について書いてありますので、よく読んでおいてください。

よろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 請願、陳情の件

○議長(松尾純久君) 日程第7、請願、陳情の件を議題とします。

陳情第3号「国に対し適格化請求書等保存方式、インボイス制度の延期兼見直しを求める陳情」、陳情第4号「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不平等な声明に対する陳情」、以上2件が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の目的であります。先の話し合いで、町民以外からの請願、陳情は配付のみと決定しています。

したがって、陳情第3号、4号は配付のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、4号は、配付のみとすることに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会)

○議長(松尾純久君) 日程第8、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出書がありました。

お諮りします。本件については、それぞれ申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、本件については、申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和５年第２回玉東町議会定例会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会 午前11時31分